

別海町成育基本計画（概要版）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和元年12月に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」とする）を根拠として、令和5年3月「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について（厚生労働省こども家庭局長通知）」において都道府県及び市町村を策定主体とした成育医療等に関する計画に取り組むことが示されました。

本計画は、第4次別海町母子保健計画を見直し、成育医療等基本方針に基づく母子保健領域の基本目標として、「母子の生活習慣病予防と健康ならだづくり」「妊娠期から子育て期における切れ目のない育児支援」「発達支援（発達に遅れがある子どもとその保護者への支援）」を掲げ、別海町の妊産婦及び子ども並びにその保護者へのアプローチを軸とした今後の母子保健活動の指針として策定しています。

2 計画の基本理念

出生から、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程や、その保護者、妊産婦に対して、必要な支援を切れ目なく提供



「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

3 計画の位置づけ

本計画は、別海町総合計画をはじめとして、健康べつかい21（第3次）、いのちを支える別海町自殺対策行動計画、別海町子ども・子育て支援事業計画との調和と整合性を保つものとします。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の計画とします。また、令和8年度（2026年度）に中間評価を実施します。

5 SDGsの理念と成育基本計画について

SDGs（エス ディー ジーズ）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）です。2030年までに達成する17目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指しています。

「別海町成育基本計画」と関連するSDGsの目標は以下の12項目となります。本計画を推進することは、子ども及びその保護者並びに妊産婦の健康の保持増進のみならず、SDGsの達成のうえでも重要と言えます。



第2章 別海町の現状

1 人口動態

本町の人口は昭和36年の21,878人をピークに減少し、令和6年10月末現在で13,991人です。令和4年の出生数は87人で減少傾向にありますが、合計特殊出生率(※)は1.64（平成30年～令和4年）と北海道内の市町村で2番目に高く、都道府県別で全国1位の沖縄県よりも高い状況となっています。

2 母子保健の実施体制

本町は、母子健康センターを設置している全国的に数少ない自治体です。母子健康センターには助産師があり、妊婦面談や産後ケア事業等、妊娠期から乳児期にかけて個々の状況に応じたケアを提供しています。

1か月健診以降は保健課のスタッフ（保健師・管理栄養士・歯科衛生士・臨床心理士）が乳幼児健診や各種事業を通して、こどもと保護者の健康の保持増進に努めています。

3 関係機関の状況

1) 医療機関（産婦人科及び小児科）との連携

町立別海病院小児科は病院の診療のほか、院外で行う乳幼児健診や保育園の健康診断等を担っており、町内のかどもの健康を守る要になっています。

釧路及び根室管内の産科医療機関と市町村との間では、養育者支援保健・医療連携システムを通じて身体的・精神的・社会的なリスクを持つ妊産婦とこども及び家庭の状況について情報を共有し、心身のケアや養育状況を支援しています。

2) 子育て支援関係機関との連携

保健センター及び母子健康センターでは様々な母子保健事業を通してすべてのこどもと保護者に関わる機会があり、個々の状況や要望に合わせて、地域の子育て支援サービスの情報提供も行っています。また、子育て支援関係機関のスタッフが乳幼児健診等の場に来て親子と出会う機会となるなど、連携を図りながら支援しています。

※合計特殊出生率とは、出生力、つまり人口に対して生まれた子どもの数を表す指標の1つです。その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当し、人口動態の出生の傾向を見るときの主要な指標となっています。

第3章 第4次母子保健計画（平成29年度～令和6年度）最終評価

基本目標1 母子の生活習慣病予防と肥満の改善

1) 妊娠期

妊娠の非妊時体格は「肥満」割合が全国と比べ高く、特に近年は増加傾向です。また、妊娠糖尿病の割合が令和元年以降増加傾向です。

2) 小児の肥満

3歳児健診や学童期の体格調査の結果から「肥満」割合は増加しています。令和4年度の学校保健統計調査をもとに比較すると全国1位より1.5倍以上高い状況です。

3) 歯科保健

3歳児健診でのむし歯罹患状況は全国平均を下回っていますが、学童期では全国平均を大きく上回り増加傾向です。歯肉炎有病者も小中学校ともに高い割合で推移しています。

基本目標2 福祉・医療・教育分野との連携・協働による育児支援

1) 育児期

母子健康センターと保健センターが情報共有した妊娠婦は41.7%、出産前後に医療機関と町が情報共有した妊娠婦は28.0%など、連携して育児支援を行っています。

2) 周産期・思春期

全妊娠を対象に行っている妊娠中3回の面談機会を大切に妊娠早期から継続的に関わっています。また、20年以上にわたり行ってきた町内小中学校における性教育は、近年の授業ではプレコンセプションケア（※）を意識した内容も盛り込み、さらに充実した「生と性の学習」を検討していきます。

基本目標3 「育ちにくさ」や「育てにくさ」への支援

発達に心配がある児のほとんどが3歳までに発達相談を一度は受ける機会があり、現状で発達支援の入口の役割を担うことができていると考えます。今後は親の知識と児の状態を適切にすり合わせ、さらには児の特性や成育環境に合わせた具体的な支援方法について関係機関との連携の中で検討することなどが重要になると考えます。

※プレコンセプションケアとは、現在の身体の状態を知り、生活習慣の見直しや将来の妊娠出産子育て、さらには年齢とともに訪れる体の変化に備えて正しい知識を身につけ、自分や家族、将来生まれてくる赤ちゃんの健康に役立てるための考え方です。具体的には、適度な運動、適正体重を守る、1日3食のバランスの良い食事、禁煙や適度な飲酒、ワクチン接種などがあります。

第4章 別海町成育基本計画（令和7年度～令和11年度）

1 施策の展開

成育医療等基本方針に基づく母子保健領域において3つの基本目標を掲げ、基本方針と目標は以下のとおりとします。

基本目標1 母子の生活習慣病予防と健康なからだづくり

1) 妊娠期

- ・妊婦自身が妊娠期からより良い食行動を意識して母体の環境を整えるとともに生活習慣病を予防できるよう支援します。
- ・健やかな妊娠・出産・育児のため、禁煙に向けた支援を行います。

2) 乳幼児から学童期

- ・乳幼児期からよりよい食行動・生活リズムを目指します
- ・将来の健康障害につながる肥満を予防します
- ・思春期早発、やせ、低身長などにも目を向け、適正体格の獲得を図ります
- ・生涯を通じた子どもの成長経過を保護者とともに観察・支援する体制を作ります

3) 歯科保健

- ・年齢に応じた情報提供やサポートを行い、健康な口腔の維持を図ります。

基本目標2 妊娠期から子育て期における切れ目のない育児支援

1) 妊娠期から産後

- ・妊婦やその家族が妊娠・出産・育児に向けて準備できるように支援します。
- ・妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、安心して子育てできる支援体制をつくります。

2) 子育て期

- ・妊娠期から育児期にかけて、子どもと保護者の状況を把握し、子どもの成長発達を保護者と共有しながら子育てを支援します。

基本目標3 発達支援（発達に遅れがある子どもとその保護者への支援）

- ・発達に遅れや偏りがある子どもとその保護者が、安心して地域生活を送れるよう、関係機関が連携し発達支援体制の充実を図ります。

2 別海町成育基本計画における評価指標

国が示す「成育医療等基本方針に基づく評価指標」について、本町の現状と課題を明らかにすることにより独自の指標とともに目標値を設定し計画を推進します。

第5章 計画の推進

1) 中間評価年度（令和8年度）及び最終評価年度（令和11年度）において、計画の進捗状況について取りまとめ、点検・評価を行います。

2) 計画を効果的かつ実効性あるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、進捗管理を行います。

PDCAの予定として、令和6年度に基本計画を策定し（P；計画）、令和8年度に中間評価及び令和11年度に最終評価を行い（C；評価）、評価の結果を踏まえ次期計画に向けて改善を行います（A；改善）